

本年二月より実施した賃金（割上）は下ノ掛回せし（一方、  
働名側より再三実施せし事なき側ハ七ノ五割ヲ減（こし  
ト為（らし）せし）故ニ側ハ七割掛ノ理中より断然抗弁（こ）  
三月ハハ事務法行

要約

一 賃金値下（割上）ノ掛回（こ）  
同日賃金値下（割上）ノ（割上）ノ掛回（こ）ノ掛回（こ）

◎縣道擴張工事場（二六—三）

所至地、山口縣玖珂郡岩田町大字錦見  
労働者 男七〇名（短人）  
名カ有 全之  
又同（此）

賃金之事、二月十七日、本所、其、比、ノ、賃金、ノ、手、差、カ、之、カ、着  
手、カ、着、カ、労働者、ノ、賃金、ノ、手、差、カ、之、カ、着、カ、着、カ、着  
働名側より之ヲ決定（し）カ、本所、其、比、ノ、賃金、ノ、手、差、カ、之、カ、着  
賃金ノ不付（こ）三月六日迄ノ事務（こ）

要約事項

一 賃金二割値上  
此（こ）同（じ）ノ賃金（金）ノ上（上）左（左）ノ条件（件）ノ（掛）付（付）  
一 二月十七日、賃金（金）ノ平均（平均）一四（四）五（五）十（十）  
三月十七日、賃金（金）ノ平均（平均）一四（四）五（五）十（十）

◎東京労働者自治会連合会（一—一—三）

労働者 下志田稲荷所  
労働者 小池